

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
175	ヒヤリング	2020/7/27	TS-37	TS-37の重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表の電源車の起動確認の1MIについて、保安規定第66条(66-12-2)の電源車の3か月毎のサーベランスと同じものなのか、説明すること。	TS-37(改訂3) p28, p70	重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表の点検及び試験の項目は、許認可に関わらず従前より設備を保有しているため、保守のための自主管理の方法を記載しているものもあり、電源車の起動確認の1MIはこれにあたる。 一方、SA設備については、実条件性能確認を考慮し動作可能であることを担保するために必要なサーベランスを保安規定に設定したので、この内容を含め、今後保全の有効性評価(SRCM評価)をまとめ、社内で点検計画を定め、保全計画書(定事検申請書の添付資料)を提出する予定。については、保安規定第66条(66-12-2)の電源車の3か月毎のサーベランスも取り込まれることになる。 なお、設備・資機材一覧表の点検及び試験の項目にも本来はサーベランスも含めるべきであるが、サーベランスについては「4. サーベランス頻度の設定について」で説明していることから、設備・資機材一覧表からは抜いた形としている。また、サーベランスの一覧表の点検及び試験の項目にはサーベランスに係る点検、試験のみを記載している。	
176	ヒヤリング	2020/7/27	TS-37	重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表に保安規定第66条(66-12-3)の号炉間電力融通ケーブル(常設)が含まれていないのは何故か。 また、本一覧表は何を整理して記載しているものか、説明すること。	TS-37(改訂3)	本一覧表は技術的能力、手順書をもとに設備をリストアップしており号炉間電力融通ケーブル(常設)も含むべきであることから追加を行なった。 今後、保全対象とした設備・資機材は点検及び試験の項目、頻度を保全計画へ反映し、定事検報告の添付として保全計画を提出する予定。	
177	ヒヤリング	2020/7/27	17条の3	関連 指摘事項に対する回答 降灰環境での屋外PCVベント操作に関して、操作に用いる弁で現在工事中のもの(3個)について設置位置、操作性を説明すること。	TS-78 (第880回審査会 合にて提出済み)	現在設置工事中である弁(3個)について、設置位置が分かる写真を追記した。操作性については、設置済の弁と同様、周辺に作業の支障となる設備はなく、降灰環境下においても視認性に影響はないことから、作業は実施可能であると考える。	済

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
178	審査会合	2020/7/30	—	震災当時の福島第一及び福島第二での仮設ケーブルでの電源復旧対応に鑑みれば、このような作業をスムーズに行えるようにすることは一定の意味があると考えられるが、設置許可の際にもケーブルの端末処理等を直営訓練で行っていると説明されていることも踏まえ、実際にどのような訓練をどのような問題意識で行っているのか説明すること。また、その際、現場での作業だけでなくそのような判断をするための力量管理についても説明すること。			
179	—	2020/7/31	TS-46	積雪時に使用する資機材を審査資料(TS-46)に記載すること。	・TS-46(改訂3)	積雪時に使用する資機材として角スコップ、長靴を安規定第17条の3(火山影響等)に記載をしていたが、積雪対応は保安規定上は第17条の4(その他自然災害)で整理することになったことも踏まえ、第17条の4に「積雪」の項目を追加し、積雪時に使用する資機材を明確化した。この際、積雪対応を円滑に行うために配備している防寒手袋、スノーダンプ等についても追記を行った。	済
180	ヒヤリング	2020/8/4	—	柏崎刈羽7号炉の審査を踏まえ、BWR基本方針のLCO適用期間等を見直す場合、基本方針の変更案の審査会合への付議の仕方をBWR電力内で相談すること。			
181	ヒヤリング	2020/8/4	66条 (TS-80)	No.144,145追加コメント 要求される措置の観点の66-14-2(BOP閉止措置)については、プラント運転中に想定される重大事故に対応するものでプラント停止時に必要ないと整理した旨を明確にすること。 (7/9審査会合資料のP21の主旨の反映)	・コメント回答資料 ・TS-80(改訂4)	66-14-2(BOP閉止装置)について、プラント停止時に必要ないと整理した旨を明確にした。	
182	ヒヤリング	2020/8/4	—	No.163追加コメント 引用している工認資料が最新版のものであるか確認すること。 7号炉のD/Gの負荷にTSCが含まれるのであれば、工認の資料においてそれを明確にすること。	・コメント回答資料	8/4ヒアで提示した工認資料は旧版で、最新の工認の資料を提示する。 工認上の整理として、7号炉D/GからK5TSCに給電する回路は技術基準要求上の対象設備と扱っていないことから、工認資料へのK5TSCに係る負荷に関する記載はしないこととする。 また、保安規定(66-16-3:緊急時対策所の代替電源設備)の要求される措置としての「7号炉D/GからのK5TSCへの受電確認」については、工認上の扱いを踏まえ削除する。 なお、基本方針のとおり、要求される措置としては「代替手段の確保」が必要な行為であり、当該受電確認はそれに加えて自主的に設定していたものである。	
183	ヒヤリング	2020/8/4	TS-91	復水貯蔵槽を水源とした原子炉隔離時冷却系の運転確認の起動工程における実施のタイミング、やり方等の方針が決まったら説明すること。			